

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成20年3月1日から21年6月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、20年3月から同年8月までは28万円、同年9月から21年5月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の20年3月から同年8月までは13万4,000円及び同年9月から21年5月までは15万円とされているが、20年3月から同年8月までについて、申立人の19年7月の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額である28万円に相当する報酬月額が、また、20年9月から21年5月までについて、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の標準報酬月額を同年3月から同年8月までは28万円、同年9月から21年5月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月23日から21年6月1日まで

A社に勤務した平成19年7月23日から21年6月1日までの間の標準報酬月額が、給与明細書から見て実際より低額となっておりかなり差があるので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成19年7月23日から21年6月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年7月23日から20年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間で

あるから、厚生年金特例法を、同年3月1日から21年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、平成20年3月1日から21年6月1日までの期間について、申立人の19年7月の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額決定について、年金事務所に照会したところ、「事業主が当初届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額が著しく相違していた。賃金台帳等において確認できる平成19年8月から同年10月までの報酬月額から標準報酬月額を算出し、標準報酬月額を訂正した。」旨回答しており、オンライン記録によると、当該標準報酬月額が28万円と訂正された結果、20年3月から同年8月までは28万円、また、申立人の同年9月の標準報酬月額が30万円と訂正された結果、同年9月から21年5月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の20年3月から同年8月までは13万4,000円及び同年9月から21年5月までは15万円とされている。

当該期間のうち、平成20年3月1日から同年9月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格を取得した翌月（資格取得月の平成19年7月は、同年7月23日から同年7月31日までの期間の支払のみであるため平常の支払額とはならない。）の同年8月から同年10月までの報酬月額の平均額から算出される標準報酬月額は、28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、当該期間のうち、平成20年9月1日から21年6月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書によると、当該期間の標準報酬月額決定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間のうち、平成20年3月1日から21年6月1日までの期間については、申立人のA社における標準報酬月額を20年3月から同年8月までは28万円に、同年9月から21年5月までは30万円に訂正することが必要である。

- 3 一方、申立期間のうち、平成19年7月23日から20年3月1日までの期間については、上記の訂正の結果、当該期間の標準報酬月額は28万円とされており、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の13万4,000円とされている。

申立人から提出された給与明細書により確認できる当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除は確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から56年9月まで
② 昭和58年10月から59年9月まで

A社は、従業員は300名ほどおり、労働組合がある会社だったので毎年4月に定期昇給もあった。そのような会社で、標準報酬月額が下がったり変わらなかったりするとは考えられないので、調査の上、正しい標準報酬月額にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録では、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、20万円と記録されている。

しかしながら、A社が加入しているB厚生年金基金における申立人の当該期間の標準報酬月額は、30万円と記録されている。

また、B厚生年金基金によると、申立期間②当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への被保険者標準報酬月額に係る届出については、複写式の届出様式を使用していた旨回答している。

さらに、A社から提出された昭和58年分及び59年分所得税源泉徴収簿兼年末調整明細表により、30万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間②において申立人が主張する標準報酬月額（30万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

申立期間①について、申立人は、A社では、毎年4月には定期昇給があった会社なので、標準報酬月額が前年と変わらないとは考えられないと主張している。

しかしながら、A社から提出された申立人の昭和53年10月分から54年9月分まで及び55年4月分から56年6月分までの給料明細書控によると、24万円の標準報酬月額に基づく保険料が事業主により給与から控除されている

ことが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料と一致している。

また、申立期間①のうち、昭和54年10月から55年3月まで及び56年7月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人及びA社は給料明細書等の資料を保存しておらず、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間①におけるオンライン記録及びB厚生年金基金の標準報酬月額（24万円）は一致している。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①及びその前後の定時決定に係る標準報酬月額について、遡って標準報酬月額の訂正を行った形跡は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年5月まで

昭和47年10月の結婚を契機に妻が私の分と一緒に加入して、二人分の保険料を口座振替で納付した。妻は納付になっているが、自分だけが未加入で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が昭和47年10月頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続をしたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は54年6月頃に払い出され、申立人が所持する年金手帳には、「はじめて被保険者となった日」が同年6月1日と記載されており、申立人の加入手続は当該時期に行われたものと考えられ、その時点では、申立期間は未加入期間のため国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に対して保険料の徴収は無かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の妻も申立期間当時の記憶が曖昧であるほか、関係人の証言が得られず、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間当時、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月10日から23年10月4日まで

昭和22年2月頃にA養成所の本科を1年で卒業して、B市のC会D課に採用され乗船した。提出した船員手帳は、最初の船員手帳（E海運局）が無余白となり再発行されたものであるが、F組合・組合員手帳には「22年2月8日加入」、組合員履歴欄に「昭和22年2月から」と記載されている上、乗下船記入欄には乗船日が同年2月10日と記載しているので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在所持している船員手帳は無余白となり再交付されたものであり、更新前の船員手帳は最初の乗船時に受け取ったと供述している上、期間満了で再発行されたF組合・組合員手帳の組合員履歴欄には、「昭和22年2月から」と記載されているほか、申立人が再発行時に転記した乗下船記入欄には、「船名はG船」、「乗船日は22年2月10日、下船日は同年12月10日」、「船名はH船」、「乗船日は22年12月10日、下船日は23年10月1日」と記載されていることから、申立人が、申立期間において、船員として雇用されていたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立期間当時、F組合・組合員手帳の乗下船記入欄に記載された申立期間の船舶である「G船」及び「H船」に係る船舶所有者が、船員保険の適用事業所となっていることが確認できない上、類似の船名による船員保険被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人は、申立期間において、I社のJ船にも乗船していたと述べているが、上記の申立人が再発行時に転記した乗下船記入欄には、同船の記載は無い上、同社に申立人の乗船履歴を確認したところ、同社の退職船員名簿には申立人の氏名は見当たらず、同社は、「申立人が我が社の船員であったことの確認はできない。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間当時の上司及び同僚の記憶は無く、申立人の申立

期間における船員保険料の控除に係る証言を得ることができない上、申立期間に係る申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、船員手帳における雇用契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 9 月まで
オンライン記録における申立期間の標準報酬月額は、A 社の入社当初の給料の銀行振込額と大きく相違しているため、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の A 社での厚生年金保険被保険者資格取得時に係る標準報酬月額は 18 万円となっているところ、申立人は、入社当時、預金通帳に振り込まれた給与額と大きく相違していると主張している。

しかしながら、A 社は、申立期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、標準報酬月額の記載に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立人と同時期に入社した複数の同僚は、「自分の入社当初の給料は年金事務所の記録どおりだったと思う。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 5 日から 34 年 4 月 26 日まで
② 昭和 34 年 7 月 13 日から 39 年 2 月 26 日まで

A社B工場を退職し、結婚のためすぐにC市へ転居した。退職の際は、退職金も受け取っておらず脱退手当金も受け取ったことは無いので、支給記録を取り消し厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金の取扱いについてA社本社へ照会したところ、従業員に代わって請求手続を行っていた旨の回答があった。

また、申立人が勤務していたA社B工場において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和39年2月26日の前後2年間に資格喪失した同僚のうち、脱退手当金受給資格を満たす女性65名の支給記録を調査したところ、42名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち40名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年5月11日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 2311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで
申立期間においてA市のB社に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険新規適用届及び健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、同社は、昭和 60 年 12 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は、当時の従業員は申立人一人であった旨の供述をしていることから、B社は、従業員 5 人未満の事業所（いわゆる任意適用事業所）であり、当時の厚生年金保険法における強制適用事業所としての要件を満たしていなかったと認められる。

さらに、B社は、既に解散しており、当時の事業主からも証言を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。